

寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
<p>1 特定水素等供給事業者の要件について、施行令で水素の化合物の要件が規定されないのはなぜか。</p>	
<p>特定水素等供給事業者の要件について、水素のみが施行令で規定され、アンモニア、合成燃料、合成メタンの量が施行令で規定されないのはなぜか。</p>	<p>法第2条第1項では、水素の化合物（アンモニア、合成メタン、合成燃料）を経済産業省令で定めることとしているため、水素の化合物に関する特定水素等供給事業者の要件は、省令で定めることとしています。</p> <p>なお、合成燃料及び合成メタンについては、現時点で十分な供給実態がないことから、当面の間は定めないこととしています。</p>
<p>2 判断基準に基づく勧告等の方法を具体的に教えてほしい。</p>	
<p>法律では、第三十二条において「水素等供給事業者」、第三十四条において「特定水素等供給事業者」についての規定があるものの、これらを規制対象とする条文（水素の量を届け出る規定）、およびその後の状況を報告させる規定の条文がない。経産省大臣は、何を根拠に特定水素等供給事業者を指定し、判断基準への取り組みを監視し、取り組みが不十分などの認定を行うのか。具体的な方法を教えていただきたい。</p>	<p>特定水素等供給事業者の要件である水素等の供給量は、水素等供給事業者へのヒアリング等により把握することとしています。</p> <p>判断基準に照らして著しく不十分であるかどうかは、対象となる水素等供給事業者を取り巻く環境、当該事業者のこれまでの取組等を総合的に勘案して判断することを想定しています。</p> <p>その上で、勧告・命令を行う場合については、例えば、水素等供給事業者が、判断基準において行うべきこととされる自主目標の設定・公表等を行っていない場合において、指導・助言によって改善を促したものの、改善が見られない場合には、勧告・命令を行うことが考えられます。</p>
<p>3 水素等供給事業者の定義について教えてほしい。</p>	
<p>「特定水素等供給事業者」の要件として、水素の場合、「当該年度の前年度において供給を行った水素の量が千トン以上であること」とされています。また、水素社会推進法第二条第2項において「供給」とは国内で「製造」し、又は輸入して供給することをいうとされています。ここでいう「製造」とは、化学反応により水素を作り出す行為を指すという理解でよろしいでしょうか。</p> <p>国内他社からの液化水素を貯槽に受け入れて、その貯槽から気化器・圧縮機等を用いて(1)小分け充填のみを行う事業者、又は(2)FCVへ充填する圧縮水素スタンドのみを運営する事業者は、高圧ガス保安法上の製造行為にはあたるが化学反応により水素を製造しているわけではないため、そもそも「水素等供給事業者」に該当せず、たとえ水素の供給販売量が年間千トン以上であっても「特定水素等供給事業者」には該当しないという認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>水素の製造とは、水素それ自体を作り出すことを目的に、水の電解や水蒸気改質等の物質の変化により水素を作り出すことを指します。なお、水素を作り出すことを目的とせず副次的に水素等が発生することを含みません。</p> <p>また、「製造」について、法第2条第2項に「低炭素水素等の供給（国内で製造し、又は供給することをいう。）」と規定しているほか、法第12条第1項では「製造（容器に充填することを含む。以下この節及び第七章において同じ。）」と規定しているところ。法第12条第1項の「製造」は、括弧書きのとおり、法第4章第3節及び第7章における「製造」に適用される定義として規定しているものであり、第1章の条項である第2条第2項の「製造」には、その定義は適用されません。</p> <p>このため、御指摘の（1）及び（2）の事業者の場合、（1）小分け充填のみを行うことや（2）FCVへ充填することをもって法第32条第1項に規定する水素等供給事業者に該当しないものと考えられます。</p>

<p>4 価格差に着目した支援等の対象となる特定水素等供給事業者となるための水素等供給量を緩和してほしい。</p>	
<p>当該年度と前年度の関係に於いて、前年度の供給量をここで規定することは、供給の安定性に寄与すると思われる一方で、我が国のゼロカーボンへ貢献したいと考える新規参入者にとっては、十分な参入障壁となりえます。新規参入者の商機を排除することに繋がる前年度の供給量に関する規定を削除する、緩和するなど、参入障壁を無くすようにして、新規参入を促す方が、脱炭素社会の実現により一歩近づくのではないのでしょうか。供給の安定性や事業の安全性を確保するためには、事業計画の記述内容を充実させる、審査を綿密に行うなど、前年度の供給量で縛るといったやり方以外の方法もあろうかと思えます。ご検討をいただければ幸いです。</p> <p>なお、支援の対象となるために供給の最低量を、水素換算1千トンとされた根拠をお示しいただけますでしょうか。また、アンモニア6千トンも同義と理解してよろしいのでしょうか。</p>	
<p>特定水素等供給事業者となるための要件として、当該年度の前年度の水素供給実績が問われているが、価格差に着目した支援は2030年以前に事業開始した場合、2030年以前の商業運転期間に対しても支援対象として含むことを要望します。</p>	<p>本施行令に規定する「当該年度の前年度において供給を行った水素の量が千トン以上であること」等の量の要件は、勧告命令等の対象となる「特定水素等供給事業者」が供給する水素の量を定めるものであり、価格差に着目した支援及び拠点整備支援を希望する場合における低炭素水素等の供給量の要件とは異なります。</p>
<p>低炭素水素等の前年度供給量に関する要件：資料内では、低炭素水素等の前年度の供給実績が水素換算で年間1,000トン（アンモニア10万トン以上）を超えていることが政府支援補助金等への参画要件として定められていますが、当要件は、新興企業や大手企業による本市場への新規参入を阻害し、政府支援施策への参画者数を大幅に制限するリスクがあると考えます。過去の実績ベース（2022年度）では、当要件を満たすアンモニア製造・供給国内企業数は数社に限定されているため、本要件の緩和などの調整、もしくは上述の新規参入企業に対する代替施策の検討を推奨致します。</p>	<p>価格差に着目した支援及び拠点整備支援を希望する場合における低炭素水素等の供給量の必須要件については、基本方針で定める予定です。</p>
<p>小規模な太陽光発電や廃棄物発電等、国内の地域分散エネルギーを活用した水素製造を行おうとする事業者が、特定水素等供給事業者の認定を取れず、水素販売の競争力を失う恐れがあるため、千トンより少ない量(例えば百トン等)への変更、もしくは量的な制限を設けない、という条件への変更を提案いたします。</p>	